

○医師の死亡、失踪宣告による医籍登録の抹消申請手続について

<p><b>手続概要</b></p>	<p>医師の免許を取得した後、医師が死亡し、又は失踪の宣告を受けた時は、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に医籍登録の抹消を申請するとともに、免許証を返納しなければなりません。その時に必要な申請手続です。</p>
<p><b>根拠法令</b></p>	<p>医師法施行令第6条・第10条第1項</p>
<p><b>申請方法</b></p>	<p><b>【提出先】</b> 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。 <b>【受付時間】</b> 保健所(一部県については県庁)の業務時間内</p>
<p><b>その他</b></p>	<p><b>【手続対象者】</b> 戸籍法による死亡等の届出義務者 <b>【提出時期】</b> 死亡等の日の翌日から30日以内 <b>【手数料(説明)】</b> なし <b>【相談窓口】</b> 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係</p>